

平成 28 年 9 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

| | | | |
|-------|-------------|-----|--------------|
| 会 議 名 | 28年 9月 農地部会 | | |
| 日 時 | 平成28年 9月23日 | 場 所 | 合同庁舎 4階 大会議室 |

| 氏 名 | 出 欠 | 氏 名 | 出 欠 | 氏 名 | 出 欠 |
|----------------------|-----|-------------------------|-----|-------------------|-----|
| 会 長 18 平 田 正 幸 | ○ | 農地部会長 26 大 原 眞 路 | ○ | 事務局長 細 川 英 樹 | ○ |
| 会長職務代理 21 新 谷 豊 敏 | ○ | 農政部会長 6 松 下 良 夫 | ○ | 事務局長補佐 藤 井 良 清 | ○ |
| 会長職務代理 29 中 村 康 男 | ○ | 農地部会長職務代理 20 大 西 和 男 | ○ | 次長 岡 崎 伸 一 郎 | ○ |
| | | 農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯 | 欠 | 書記 田 路 幸 子 | ○ |

農 地 部 会

| 氏 名 | 出 欠 |
|-------------|-----|
| 4 綾 野 英 晴 | ○ |
| 5 梶 野 和 幸 | 欠 |
| 7 藤 井 正 和 | ○ |
| 8 吉 川 昭 男 | ○ |
| 9 大 久 保 久 雄 | ○ |
| 10 酒 本 修 | ○ |
| 12 町 川 博 俊 | ○ |
| 15 河 崎 正 一 | ○ |
| 16 楠 井 常 夫 | ○ |
| 24 猪 熊 重 敏 | ○ |
| 27 若 杉 輝 久 | ○ |
| 31 小 原 邦 彦 | ○ |

19名中 17名出席

欠席届出 梶 野 和 幸

梶 野 方 伯

議事日程

議案

| | | | | |
|-------|------------------------|-----|---------------|---|
| 第1号議案 | 農地法第3条許可申請 | 5件 | 田 畑 | 2,311.46 m ² 518.00 m ² |
| 第2号議案 | 合意解約 | 0件 | 田 畑 | 0.00 m ² 0.00 m ² |
| 第3号議案 | 農地法第4条許可申請 | 2件 | 田 畑 | 19.00 m ² 105.00 m ² |
| 第4号議案 | 農地法第5条許可申請 | 5件 | 田 畑 | 6,621.00 m ² 1,272.00 m ² |
| 第5号議案 | 非農地証明願 | 3件 | 田 畑 | 53.00 m ² 393.00 m ² |
| 第6号議案 | 農地改良に係る届出 | 0件 | 田 畑 | 0.00 m ² 0.00 m ² |
| 第7号議案 | 農用地利用集積計画書 | 13件 | 田 畑 | 31,089.00 m ² 1,043.00 m ² |
| 第8号議案 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更 | 1件 | 田 畑 | 359.00 m ² 0.00 m ² |
| | | 合計 | 29件 田 畑 | 40,452.46 m ² 3,331.00 m ² |

農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成28年 9 月23日 (水) 午前 8時55分～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について
2) その他

細川事務局長

おはようございます。

定刻5分前でございますが、出席予定の委員さんがみなさんお揃いになりましたので、ただいまより9月の農地部会を開催いたします。

台風の影響によりまして、9月20日に開催する予定でしたが、予定を急遽変更させていただきまして、大変ご迷惑をお掛けしました。

本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 追加議案を入れまして 合計 37 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、19名中 17 名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、5番 梶野 和幸 委員さんと、25番 梶野 農政部会長職務代理から欠席の連絡をいただいております。

細川事務局長

恐れ入りますが、議案の訂正がございます。議案の4ページをお開きください。

第4号議案の1番につきまして、申請地の字名がすべて同じ中原と表記しておりますが、最後の4870番につきましては、字名が下樋^{シドイ}となっておりますので書き込みをお願いいたします。

上下の下に木へんに通るで下樋と書いて(しもどい)と読みます。

また、転用目的において、宅地分譲(14区画)と記載しておりますが、1区画は公園として利用するという事なので、宅地分譲としての区画は13区画になりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大原部会長

あらためて、おはようございます。

大原部会長 ただいま局長も言われたように台風の影響で、予定の20日には出来ないので、3日ほど遅れて今日ということになりました。

台風は、雨が多かったんですけど風がなくて良かったんですけど、雨の関係で被害もあったとは思いますが、どうにか過ぎ去ってくれてよかったですと思います。

今日はまた、お忙しいところ早朝よりご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと思います。

本日の署名委員を

24番 猪熊 委員さんと

31番 小原 委員さんの お二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

8番 吉川 委員さん

24番 猪熊 委員さん

31番 小原 委員さんと 私で、先週の9月16日(金)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原部会長 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。

なお、5番の案件につきましては 小原委員さんが譲受人となっている申請ですので、この審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

小原委員退室

それでは、事務局の説明を求めます。

田路書記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。

1番、…、面積 909㎡、外1筆 合計 2,175㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が、経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、…、面積 198㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が、経営規模拡大により譲り受けるものであります。

田 路 書 記 3番、…、面積 65㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が、経営規模拡大により譲り受けるものであります。
本件は第4号議案1番と関連しております。

4番、…、面積 67㎡、外1筆 合計 71.46㎡。【議案読み上げ】
本申請は、が経営規模拡大により譲り受けるものであります。
本件は第4号議案1番と関連しております。

5番、…、面積 209㎡、外1筆 合計 320㎡。【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が、経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件、5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項
各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申
請」5件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大 原 部 会 長 小原委員さんの入室を認めます。

小原委員入室

大 原 部 会 長 続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に
供します。事務局の説明を求めます。

岡 崎 次 長 それでは、第3号議案について説明いたします。

1番、…、面積 105㎡、合計 2,028.61㎡。【議案読み上げ】
申請地は、大屋富町字谷で、大屋富ゲートボール場より東に約 50m
に位置します。
議案にもありますとおり無断転用となっており、転用面積に比べて併せ

岡崎次長 利用地がずいぶん広いと思うんですが、併せ利用地には以前に今回と同様の共同住宅を建築しておりまして、その隣接地にさらに1棟分拡大するような形で共同住宅を建築するものでございます。その土地につきましては、現在家が建っておりますが、その部分の一部に今回の申請地が入っており、無断転用を解消するものでございます。

申請理由としましては、将来の生活資金のことを考えて所有する土地での賃貸アパートの経営を計画したためでございます。

農地の区分としましては、周辺の状況から第2種農地に該当します。周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用による始末書の提出もあります。

2番、・・・、面積 19㎡、合計 718.56㎡。【議案読み上げ】

申請地は、富士見町 二丁目の、国道11号線と主要地方道坂出港線(19号線)の交差点から北西に約150mに位置します。

転用目的としましては、非農家の自己住宅の宅地拡張用地。

申請理由としましては、昭和38年頃に申請者の親が自己住宅の宅地拡張用地として利用するために造成した際に、その一部として本申請地である農地が含まれており、無断転用となっていることが相続登記により判明いたしました。そのため、その無断転用となっている状況を解消するために申請したものでございます。

農地の区分としましては、都市計画により用途が第2種住居地域と定められている第3種農地に該当いたします。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用による始末書の提出もあります。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありましたが、第3号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可

大原部会長 申請」2件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して
県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題
に供します。

なお、第4号議案の 1番・4番・5番 については現地調査を
実施しておりますので 8番 吉川 委員 さんに 現地調査の報告を
お願いいたします。

[現 調 委 員] <現地調査報告>

吉川委員 それでは、説明いたします。

1番、・・・、面積 932㎡、外4筆 合計 3,888㎡。【議案読み上げ】
場所は、川津出張所から 国道438号線を北へ 約400m、美装苑川津
ガソリンスタンドの南側市道を西へ 約200m入ったところにて位置します。
無断転用は、ありません。

転用目的は、宅地分譲用地 13区画です。

申請理由として、譲受人は川津地区で過去3期に渡って宅地分譲用地
20区画、分譲住宅用地を6棟販売してきたが、全て契約済みで現在は
販売物件が0の状態である。さらに同地区では昨年から20件程度の問い
合わせがあり、今回も需要が見込めるので申請を行った案件ございます。
農地区分については、第3種農地で用途地域は第一種住居地域に該当
します。

被害防除については、現況と計画書から適切であり、周辺農地への影
響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

ます。

その他についてでございますが、開発許可が必要であり、現在、担当課
と協議中である。

転用面積が2,000㎡を超えているので、隣接農地所有者の同意書を添
付していただいております。

4番、・・・、面積 628㎡、外1筆 合計 1,272㎡。【議案読み上げ】
場所は、香川県農業共済組合中讃支所の北側に位置しております。
無断転用は、あります。

転用目的は、露天駐車場用地です。

申請理由として、譲受人は福祉施設を営んでいるが、現在利用中

吉川委員

の既存駐車場は職員や通所者家族の送迎車、公用車等で満車であり、通所者家族が面会に来られたり、お客様が来所されても駐車できない状況である。そこで、従業員7名分と施設送迎車1台分について申請地を譲り受け駐車場として確保しようと申請を行った案件です。農地の区分ですが、周辺の状況から第2種農地に該当します。周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。無断転用による始末書の提出がございました。

5番、・・・、面積 1,285㎡、外1筆 合計 2,365㎡。【議案読み上げ】申請地はそれぞれ離れておりまして、1カ所目は、県道 高松坂出線(161号線)と県道 林田府中線(187号線)との交差点から北に 約250m、市道 前場線沿いに東へ 約300mに位置します。2カ所目は、白峰中学校から南へ 約350mに位置しております。無断転用は、ありません。転用目的は、営農型太陽光発電設備用地でございます。申請理由として、譲受人はこれまで稲作を行っているが、農地の有効利用と収入確保の観点から、近年注目されている営農と共存できる発電事業(ソーラーシェアリング)について種々調査検討した結果、当該農地は実現可能であることが判明したため、父の農地を使用貸借で借り入れて営農型の太陽光発電設備としての申請を行った案件です。水田での営農型太陽光発電設備はすでに丸亀市飯山町でも許可になっており、中讃農業改良普及センターから参考として示された文献で農作物の影響を計算してみると、水稻は9割強が収穫可能であるとの結果となったということです。農地区分は、どちらも農用地となっております。周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。その他についてでございますが、転用目的である太陽光発電施設用地の申請に必要な経済産業省の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出がある。

以上でございます。

大原部長

はい、ありがとうございました。
ただいま 吉川委員 さんより 現地調査の報告がありました。

大原部会長

他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

藤井事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をいたします。

まず、1番についてですが、ほぼご報告をいただいたとおりですが、譲受人につきましては申請地の周辺で過去3か所4回ほど農地転用の許可を受けております。

まず、平成24年6月21日に、字下樋で宅地分譲 10区画、平成25年12月13日に、字春日で分譲住宅 6棟、平成26年7月31日に、字中原で、宅地分譲 8区画、同じく平成26年7月31日に、字下樋 宅地分譲 2区画。計4回許可を受けておりますが、場所的には大きく3つに分かれております。今回の転用では、最終的には字下樋で許可をとって販売している分譲地の開発道路と結ぶんで一体として宅地分譲を行っていきたいということで、今現在、字春日で許可を受けた分譲住宅の方がまだ完了はしていないんですが、もう契約は終了して建築に入る計画が着々と進んでいるときいております。また、周辺住民からも分譲住宅はないのかと問い合わせが何件かあるので、さらに宅地分譲を行うため計画をしたということです。

それと備考のほうに第1号議案3番関連及び第1号議案4番関連ということで、そちらはさきほど1号議案でもご審議いただいたと思いますが、面積は少ないんですが、その理由としましては今現在、畦畔を打っているところと、公図とを比較するとお互いの了解だけで境界線を変えているところがありまして、それを是正するために行ったものであります。

2番、・・・、面積 35㎡、合計 127.37㎡。【議案読み上げ】

場所は、主要地方道 高松 王越 坂出線(16号線)と県道 鴨川停車場 五色台線(180号線)との交差点を北に 約300mに位置します。無断転用案件です。

転用目的は、非農家自己住宅の宅地拡張用地です。

申請理由として、譲受人は申請地の北側に祖父の土地を借りて住宅を建築し居住していたが、平成27年5月頃、車を置く場所がなかったので父所有の申請地を整地して一部駐車場として利用していた。今回、その行為が無断転用であることを知り、その解消を行い父から使用貸借で申請地を借り入れ宅地の一部として利用するために申請を行った案件です。農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

藤井事務局長補佐

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。
また、無断転用については始末書の提出があります。

3番、・・・、面積 372㎡。【議案読み上げ】

場所は、神谷川に架かる蛸橋から西に 約300m 市営 牛の子団地から北へ約300mに位置します。

一部無断転用の案件です。

転用目的は、分家住宅用地です。

申請理由として、譲受人の一家は現在アパートを借りて居住しているが、子供の成長に伴い住まいが手狭になってきた。また、将来の両親の世話のことも考え、実家に隣接する父所有の申請地を使用貸借で借り受け分家住宅を建築するために申請を行った案件です。

農地の区分としては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

無断転用については始末書の提出があります。

4番、5番については、さきほど吉川委員より現地調査報告をいただいたとおりでございますが、4番の案件につきましては、8月部会の第1号議案 3番で取下げのあった案件ということになっております。

当該申請に関しましては、以前、県の了解を得て携帯電話の中継基地を設置していたところですが、地主への返還の際に本来は借りる前の農地の状態に機能回復を行って返還を受けるべきところですが、農地に機能回復を行わず砂利を敷いた状態の雑種地状態で返還を受けているということで、現況は無断転用状態であるということで無断転用として取り扱わせていただいております。

5番についてでございますが、こちらも現地調査報告をいただいたとおりでございますが、申請地の農地を耕作しているという方からの話で、譲受人は農地の耕作をしていないではないかという話もありまして、直ぐに申請書を提出した行政書士に確認をしました。確認の結果、今現在は作業委託などを行っており、自分自身では耕作を行っていないが、今後は自分で耕耘機等を購入して耕作を行うと本人は言っているということであります。今回、営農型の太陽光発電設備の高さについても自分が購入

藤井事務局長補佐

しようとしている中型の耕耘機の高さに合わせて設定しているということで、一番低いところでだいたい2m30cmくらいですか、それで計算をしているということでした。また、麦などの耕作につきましては関係各所に連絡が行き届いていなかったのが不備があったと認めておりますが、今後は自分で耕作していくということなので、本人がそう言っている以上、否定はできないのかなということでは止むを得ないのではないかと判断しました。

転用目的である太陽光発電施設用地の申請に必要な経済産業省の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出があり、今後3年間は一時転用でやりたいということでした。3年間を超えても引き続き転用の継続を行いたい場合は、期限が過ぎる前に再申請を行うということになってきますので、今後はちゃんと収穫が出来ているのか等の実状を踏まえた上で再申請の許可の判断となってくると思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

5番の案件、私も行ったんやけど近くを耕作しよる人が本人が本当に耕作するんかいという話で。

飯山町の許可になったところも見に行ったりして。

まあ、本人がすると言いはるけんするんやろうけど。

吉川委員

まあ、飯山の現場を見たらあれだけ日陰になっとったら稲作として収穫はほとんど上がらんじゃろと思うがなあ。

みんな想像はつかんと思うけどブドウの棚の下で稲作するようなもんや。上に太陽光をやってその下に植えとるんが現状や。それを飯山町に見に行ったんやけど、陽が当たる所はそれなりに出来とんやけど、一旦日陰に入ったら白穂が見えよる状態で、いわゆる営農型でやるために普及事務所とも相談したらいいけど、結果はまだ出ていないようですが、我々農業をしよる人間から見たら仕事はやりにくいし、収穫も稲の分けつが出来てないので、獲れるのは3割くらいじゃなかろうかと思えます。

大原部会長

営農型の太陽光発電は前に野菜ではあったわな。

大原部会長 これを水田でというのは、どんなな事務局としては。

藤井事務局長補佐 事務局としては、県の担当者とも協議はしておりますが、昨年丸亀でも許可をしている事例があると。県の普及センターではデータが無いので今回同意は出来ないと聞いていますが、ただ、こういった文献があるのでそれを参考に計画したらどうですかというので、申請者の側はその文献をもとに計画を立てているんですが、県の担当者にその文献をもとに作った計画書等を送って事前に見てもらっておるんですが、利用計画書とかも審査してですけど、今現在であれば収穫に関してはこの計画で認めていかざるを得ないのかなという返事はいただいております。

新谷委員 転用面積はなんぼですか。

藤井事務局長補佐 転用の面積は、太陽光発電の基礎ブロック部分の66㎡で、その基礎部分が全く耕作することが出来ないので転用面積となります。

新谷委員 66㎡やな。

藤井事務局長補佐 はい、そうです。

町川委員 これ、一時転用の3年で、放棄したらどういう罰則があって復元するとかいうんは県は決まっとんな。

藤井事務局長補佐 これまで、放棄したからといって罰則を科したというのは聞いたことが無いんですが、もし途中でできなくなった場合は、農地に復元してもらおうということになります。

藤井委員 その場合に、誓約書か何かあるんですか。

藤井事務局長補佐 実際に復元するという誓約書はついていないと思うんですが、転用目的が営農型の太陽光発電設備ですし、一時転用ですので、もし途中でできない場合は、県からは当然農地に復元するように指導があると思います。

大久保委員 それは何を作るというんで、申請が上がってきとんな。

藤井事務局長補佐 それは、稲です。

吉川委員　そこにはもう稲が植わっとんや。
そやから、私らも現地調査で川津へ行ったついでに事務局に飯山で許可になったところの現地を見させてくれというて見に行ったんや。あれ飯山のどこになるん。丘陵地やったんやけど。川津と飯山との境やな。

藤井事務局長補佐　そうです。

吉川委員　きれいにしとんや。
これは仕事はしにくいと思って中入っていったら棚の下行ったら株が細いし、穂は白いしこれは9割やという話ではないで、3割やでということや…。

大原部会長　3割くらいしか取れんやろ。

吉川委員　これば農業としての収益性は低いし、第一仕事はしにくいはなあ。ああいうブドウの棚みたいにならずと支柱が立つとる中で大型の機械が入るとか直角に曲がったり向こうに行ってUターンするにしたって…。とにかく、ブドウの棚の下で仕事をすると思ってくれたらええんや。

大原部会長　まあ、実状は書類が整ったらほとんど許可をせないかんとなつとる。現実の話を今しよんやけど、現実の話をしたらこれはちょっと無理と違うかという感じを受けたわな。
現地調査の時に、農政部会の大林委員さんに会うたけど、大林委員さんもかなり厳しい意見を言うとなつたわな。

藤井事務局長補佐　とにかく、現時点で譲受人は稲作で営農型の太陽光発電施設として転用をしたいと申請してきているので、稲作で収穫が上らなければ一時転用の期間中に計画変更で作付けを変更するということができます。
稲作で営農型の太陽光発電施設の申請があつて、出来ないんじゃないかという推測だけで不許可にするのは難しいと思いますので、現時点ではこれで承認するというで止むを得ないのではないかと思います。

大原部会長　まあ、書類も整つとるし止むを得ないというところやな。
他に何か意見はありませんか。

各委員　【特になし】の声あり

大原部会長 他にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」5件について、原案通り承認し、うち3件につきましては委員会の意見書を添付して県に進達し、1番及び3番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上の転用ですので、この2件については9月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に意見聴取事案として提出したいと思っております。

これでよろしいですか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 続きまして、第5号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。

なお、第5号議案については 現地調査を実施しておりますので24番 猪熊委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

猪熊委員 それでは、第5号議案「非農地証明願」について、報告いたします。

1番、…、面積 16㎡。【議案読み上げ】

申請地は、瀬戸中央自動車道 坂出インターチェンジから南へ約300m 国道438号線から西へ約250mに位置します。

申請理由は、以前より農道として利用していたためです。

申請地は、4号議案の1番の進入路として利用される予定で舗装もされており、ゆくゆくは市に寄付する予定でございます。

2番、…、面積 393㎡。【議案読み上げ】

申請地は、綾川に架かる綾坂橋から北東に約200m 国道11号線から西へ約50mに位置します。

申請理由は、労力不足また作業効率及び利便性が悪いこと等から20年以上耕作を行っていないため、今はもう木や竹で山林状態となっております。

20年以上耕作していないことについては、地元農業委員からの証明書の提出があります。

3番、…、面積 37㎡。【議案読み上げ】

申請地は、神谷川に架かる蛸橋から西に約300m 市営 牛の子団地から北へ約300mに位置します。

申請理由は、以前から農道として利用していたためです。

猪 熊 委 員 以上です。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
ただいま、猪熊委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、事務局の補足説明があればお願いします。

岡 崎 次 長 第5号議案「非農地証明願」につきましては、さきほど猪熊委員さんより現地調査報告をいただいたとおりです。
特に補足説明等はございません。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ただいま事務局より補足説明等はないということでしたが、なにかご意見・ご質問がありましたらお願いします。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」3件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」13件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田 路 書 記 それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」13件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が4件、再設定が3件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が2件となっております。
以上、農用地利用集積計画書13件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございます。
事務局より、第7号議案の説明がありましたが、 なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積

大原部会長 計画書」13件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長 続きまして、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件を議題に供します。
事務局に、第8号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」についてご説明いたします。

本申請におきましては、転用の目的が一部変更となったもので、それ以外については特に変更ございません。

1番、…、面積 359㎡、合計 480㎡。【議案読み上げ】
場所は、林田保育園から北へ約200mの丁字路を西へ 約80mに位置します。

無断転用はありません。

転用目的は、変更前が 住宅 1棟 平屋建 121.50㎡ ですが、変更後は 住宅 1棟 2階建 65.00㎡、車庫 1棟 平屋建 29.96㎡ となっております。

本申請につきましては、平成28年6月の農地部会の第4号議案の1番で審議に諮られ、同年8月8日に許可になりましたが、譲受人が将来的な家族構成や生活実態に合った間取りを考えると、平屋建よりも2階建にした方が有効に利用できると判断し、また、新たに車庫を新設したいということで変更申請を行ったものであります。

農地の区分としましては、都市計画により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当いたします。

周辺農地への影響につきましては、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。新たな計画におきましても、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

県の農地転用許可に係る審査基準では、建築物等が平屋建から2階以上の高さに変更される場合は、事業計画の変更申請が必要となっていることから申請を行ったものであります。

新たな計画におきましても、利用率は基準を満たしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 事務局の説明がございましたが、第8号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 について、原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大 原 部 会 長 以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。
何か質問はないですか。

各 委 員 【特になし】 の声あり

大 原 部 会 長 それでは、これをもちまして9月の農地部会を閉会致します。
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(9時50分閉会)